

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)										担当部局名	環境保健部企画課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	船坂 和夫 近藤 恵美子	
施策の概要	公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。										政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進			
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					目標設定の考え方・根拠	公害健康被害の補償等に関する法律				政策評価実施予定時期	平成27年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度			
1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を補填するための補償を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。			
2 公害健康被害の補償等に関する法律第68条に基づき各地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び健康相談事業(「フタト3事業」)の参加者に対してアンケート調査を実施し、事業評価について6段階評価で上から2段階までの評価を得た回答者の割合	-	-	80%	-	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	大気汚染等の影響によるぜん息等の健康被害者の健康を回復し、地域住民への健康被害を予防するため、ぜん息患者等のニーズ反映させる。			
3 公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業を実施し、当該事業に参加した延べ人数の割合	-	-	80%	-	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。			
4 環境保健対策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	-	-	60,000人及び75%	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以上の調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得る事で信頼性のある調査を実施する。			
環境保健対策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	-	-	60,000人及び75%	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以上の調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得る事で信頼性のある調査を実施する。			
5 公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図るため、公害被害補償基礎調査を実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	公害被害補償基礎調査の実施し、各自治体に公害診療報酬明細書等の集計結果等をフィードバックすることで公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図る。なお、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書における1件あたりにかかる金額の変化率の異常値検出割合を記載する。			
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号			
	23年度	24年度	25年度	26年度											
(1) 公害健康被害補償基本統計調査(平成7年度)	4 (3)	4 (3)	5	5	1	<達成手段の概要> 公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者の更新、制度離脱状況等及び補償給付関係項目を更新整理し、公害認定患者に関する基礎資料を得る。 <達成手段の目標> 公害健康被害補償制度の今後の運営のため、被認定患者数及び補償費用等の変動推移を更新整理した基礎資料を元に、被認定患者数及び補償費用の将来推計等を行い、認定患者の補償を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公健法の被認定者への次年度の補償給付額確定、賦課金所要額の算定根拠となり、公害健康被害補償制度の安定的な運営に寄与。	261								
(2) 公害健康被害補償給付支給事務費交付金(昭和49年度)	1,159 (1,159)	1,105 (1,105)	1,087	1,095	1	<達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。 <達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付。	263								
(3) 自立支援型公害健康被害予防事業補助金(平成20年度)	200 (200)	200 (200)	200	200	2	<達成手段の概要> 地域住民の大気汚染による健康被害を予防するための総合的な環境保健施策。 <達成手段の目標> 地域住民の大気汚染によるぜん息等の健康被害の予防や健康回復をはかる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ぜん息患者等が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防、健康回復等を行うことを支援するために補助金を交付。	266								
(4) 公害保健福祉事業助成費(昭和49年度)	58 (35)	51 (33)	50	42	3	<達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行う。 <達成手段の目標> 被害者の適切な保護及び健康の確保 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助を行う。	264								
(5) 環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)(平成8年度)	161 (138)	160 (137)	156	175	4	<達成手段の概要> 中公審答申及び附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められているため、当該調査を維持継続する。 <達成手段の目標> 60,000人以上の調査対象人数と75%以上の同意率をえることで信頼性を確保した調査を滞りなく実施する <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 確立された調査方法に基づいて確実に実施し、結果をホームページ等に掲載し、広く国民に周知する。	262								

(6)	公害健康被害補償基礎調査費 (昭和51年度)	11 (10)	11 (10)	11	14	5	<p><達成手段の概要> 各自治体における審査状況を点検しつつ、療養給付の実態把握し、とりまとめたものを各自治体へ還元することにより、不正請求の未然防止や早期発見に資する。</p> <p><達成手段の目標> 滞りなく実施する</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う診療報酬の審査及び支払い状況について、1ヶ月分を抽出して確認し、その状況を集計してまとめる。</p>	265
(7)	イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する 総合的研究(再掲:25-41) (平成13年度)	37 (31)	34 (30)	34	34	—	<p><達成手段の概要> イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p><達成手段の目標> 今後のイタイイタイ病対策に必要な科学的知見を幅広く収集する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> イタイイタイ病認定審査の促進、紛争の解決を図る。</p>	268
(8)	イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発地域住民 健康影響実態調査(再掲:25-41) (昭和47年度)	64 (33)	39 (21)	38	35	—	<p><達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康影響を把握する。また環境被害を克服してきた歴史を継承する。</p> <p><達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の軽減、解消。イタイイタイ病に関する情報収集・発信</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査し、適切に管理する。また、イタイイタイ病の教訓を継承する。</p>	269
(9)	自動車重量税財源公害健康被害補償に係る納 付金財源交付 (昭和49年度)	9,167 (9,158)	8,805 (8,802)	8,559	8,347	—	<p><達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。</p> <p><達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公害健康被害の被認定者に関する補償給付等の費用に充てるための納付金のうち、大気の汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する額を交付する。</p>	267
施策の予算額・執行額		10,862 (10,769)	10,409 (10,340)	10,140	9,948	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		